
日本文学・日本語文化専攻における教員養成に対する理念等

教員養成に対する理念・構想・養成する教員像

【日本文学・日本語文化専攻】

日本文学・日本語文化専攻の教育研究上の目的は次の通りである。

長い歴史をもつ日本の文学や言語を研究しながら、移りゆく流行の奥にひそむ、不易な価値や本質を追究している。こうした追究を通して、あるべき日本の伝統的文化を明確に自覚し、継承するとともに、後代の者に伝えてゆくことを教育の目的とする。その目的を達成するため、日本の文学や言語に関する広範な専門知識を身に付け、各種の情報を正確に理解した上で、的確な日本語で自身の考えや思いを表現でき、さらに優れた日本語運用能力やコミュニケーション能力を活かして、教育や行政、企業等の諸業種において、指導的な立場で活躍できる人材を養成する。

以上の目的にしたがって、学習成果達成目標を次のように設定している。

1. 国際的な視野に立ちながら、日本文学や日本語文化に関する体系的な知識を有し、現代の高度情報社会が直面する文学・言語上の諸問題を学問的かつ実証的に分析し、その解決策を立案できる能力を身につけていること。
2. 古今の文学作品の読解力や優れた日本語運用能力を活かして、コミュニケーションやプレゼンテーションを適切かつ積極的に行う能力を身につけていること。
3. 豊かな日本の文化遺産に敬意を払いつつ、それらを次代に継承させ、発展させてゆく意欲や熱意を身につけていること。

カリキュラムにおいては、学士課程との連携を重視している。すなわち学士課程では、日本文学、日本語学、日本文化学、漢文学のいずれか、またはその関連領域の、一般的ならびに専門的教養を培ってきている。その基礎学力のうえに、批判的精神と犀利な問題意識をもって、日本文学、日本語学、日本文化学、漢文学等の諸分野を研究することができるよう、「特論」（講義）科目と「演習」科目を配置した。「特論」科目では、高度かつ幅広い知識を身に付けられるよう配慮している。また「演習」科目では、高度かつ専門的な深い知識を身に付け、学習成果達成目標により一層の厚みを持たせるよう配慮している。

授業科目としては、大きく「日本文学研究」と「日本語文化研究」の二分野がある。前者には「古典文学」（上代・中古・中世・近世）「近代文学」「日本語学」等の科目があり、後者には「日本語文化」（出版論・著作権論・現代日本語論・日本語コーパス等）の科目が配されている。そして、これ以外の科目として「漢文学」「国語教育」「書道」がある。

教職課程の設置趣旨

【日本文学・日本語文化専攻】

中学校学習指導要領 第 2 章「各教科」第 1 節「国語」の「第 1 目標」、及び高等学校学習指導要領 第 2 章「各学科に共通する各教科」第 1 節「国語」の「第 1 款 目標」には、

「言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で正確に理解し適切に（高等学校では「効果的に」）表現する資質・能力を育成」等とあり、これらの指導を行う者（国語科教員）に求められる知識・素養は、前述の本専攻修士課程の教育研究上の目的で目指すものと同様であると考えられる。また、書は文学と大いに関わりを持つため、書道の指導を行う者にも同様の知識・素養が求められると考えられる。高等学校学習指導要領 第 2 章第 7 節「芸術」の「第 2 款 各科目」のうち「書道」に関わる各科目の目標には「書に関する見方・考え方を働かせる」や「書の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力を育成する」等とある。これらの指導を行う者（書道科教員）に求められる知識・素養は、前述の本専攻修士課程の教育研究上の目的で目指すものと同様であると考えられる。

このように、日本文学・日本語文化専攻が教育研究上の目的とするところと、学習指導要領に示された各教科・各科目の目標とは、相当程度の親和性を持っている。そうした親和性の上になら、教科指導において扱う教材に精通した人材を育成することによって、中等教育を担う人材の育成に寄与したいと念じている。

なお、本専攻を修了し教育職員免許状を取得する者の多くは、専任あるいは非常勤で教職に就いて、国語ならびに書道の教育に携わっている。

《中学校教諭専修免許状：国語の設置趣旨》

中学校学習指導要領 第 2 章「各教科」第 1 節「国語」には、「第 1 目標」として、「言葉による見方、考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で的確に理解し適切に表現する資質・能力を次のおり育成することを目指す。」として、〔知識及び技能〕、〔思考力、判断力、表現力等〕、〔学びに向かう力、人間性等〕の 3 項目に分けてそれぞれの目標が掲げられている。

学習指導の内容については、「第 2 各学年の目標及び内容」において、各学年とも（1）〔知識及び技能〕では、「言葉の特徴や使い方に関する事項」、「情報の扱い方に関する事項」、「我が国の言語文化に関する事項」の 3 つに分けられ、第 3 の項目の中には「書写に関する事項」も指導することとされている。さらに（2）〔思考力、判断力、表現力等〕では、「A 話すこと・聞くこと」「B 書くこと」「C 読むこと」の 3 つについて指導することとされる。

「国語」における、これらの学習指導の内容は、そのいずれもが日本文学・日本語文化専攻で開設する授業科目と深く関わりを持っている。本専攻のカリキュラムは、日本文学・日本語文化について専門的に扱うものであり、中学校教諭専修免許状（国語）の養成課程の設置は、人材育成の重要な柱のひとつとなっている。

本専攻で開設する授業として、「上代文学」「中古文学」「中世文学」「近世文学」「近代文学」「日本語学」「出版論」「著作権論」「現代日本語論」「漢文学」「書道」があり、中学校国語教育を進めるうえで十分なものとなっている。

《高等学校教諭専修免許状：国語の設置趣旨》

高等学校学習指導要領 第2章「各学科に共通する各教科」 第1節「国語」の第1款「目標」には、「言葉による見方、考え方を働かせ、言語活動を通して、国語で的確に理解し効果的に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。」として、〔知識及び技能〕、〔思考力、判断力、表現力等〕、〔学びに向かう力、人間性等〕の3項目に分けてそれぞれの目標が掲げられている。目標を3項目に分けている点については、第2款「各科目」においても国語科の目標と同様である。

第2款「各科目」で示されているとおり、高等学校国語には、「現代の国語」「言語文化」「論理国語」「文学国語」「国語表現」「古典探究」の各科目がある。このうち、「各学科に共通する必履修科目」は「現代の国語」及び「言語文化」である。学習指導の内容については、「現代の国語」では、(1)〔知識及び技能〕で「言葉の特徴や使い方に関する事項」、「情報の扱い方に関する事項」「我が国の言語文化に関する事項」の3項目、さらに(2)〔思考力、判断力、表現力等〕では、「A 話すこと・聞くこと」「B 書くこと」「C 読むこと」の3項目について指導することとされる。また、「言語文化」では、(1)〔知識及び技能〕で「言葉の特徴や使い方に関する事項」、「我が国の言語文化に関する事項」の2項目、さらに(2)〔思考力、判断力、表現力等〕では、「A 書くこと」「B 読むこと」の2項目について指導することとされる。

「国語」における、これらの学習指導の内容は、そのいずれもが日本文学・日本語文化専攻で開設する授業科目と深く関わりを持っている。本専攻のカリキュラムは、日本文学・日本語文化について専門的に扱うものであり、高等学校教諭専修免許状（国語）の養成課程の設置は、人材育成の重要な柱のひとつとなっている。

本専攻で開設する授業として、「上代文学」「中古文学」「中世文学」「近世文学」「近代文学」「日本語学」「出版論」「著作権論」「現代日本語論」「漢文学」があり、高等学校国語教育を進めるうえで十分なものとなっている。

《高等学校教諭専修免許状：書道の設置趣旨》

高等学校学習指導要領第2章「各学科に共通する各教科」第7節「芸術」では、各科目の目標について、以下のようにある。第10 書道I「書道の幅広い活動を通して、書に関する見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。(1) 書の表現の方法や形式、多様性などについて幅広く理解するとともに、書写能力の向上を図り、書の伝統に基づき、効果的に表現するための基礎的な技能を身に付けるようにする。(2) 書のよさや美しさを感じ、意図に基づいて構想し表現を工夫したり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書の美を味わい捉えたりすることができるようにする。(3) 主体的に書の幅広い活動に取り組み、生涯にわたり書を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、書の伝統と文化に親しみ、書を通して心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。」、第11 書道II「書道の創造的な諸活動を通して、書に関する見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。(1) 書の表現の方法や形式、多様性などについて理解を深めるとともに、書の伝統に基づき、効果的に表現するための技能を身に付けるようにする。(2) 書のよさや美

しさを感受し、意図に基づいて創造的に構想し個性豊かに表現を工夫したり、作品や書の伝統と文化の意味や価値を考え、書の美を味わい深く捉えたりすることができるようにする。(3) 主体的に書の創造的な諸活動に取り組み、生涯にわたり書を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、書の伝統と文化に親しみ、書を通して心豊かな生活や社会を創造していく態度を養う。」、第 12 書道Ⅲ「(略)」、また各科目の内容としては、「A 表現」の項で、「(1)漢字仮名交じりの書」「(2)漢字の書」「(3)仮名の書」が示されており、書道のすべてのジャンルについての書写技能、表現に関する資質能力が求められている。さらに「B 鑑賞」に関する資質能力として、書道Ⅰでは、「ア鑑賞に関わる知識を得たり生かしたりしながら、次の(ア)及び(イ)について考え、書のよさや美しさを味わって捉えること。(ア)作品の価値とその根拠 (イ)生活や社会における書の効用 イ次の(ア)から(エ)までについて理解すること。(ア)線質、字形、構成等の要素と表現効果やとの関わり (イ)日本及び中国等の文字と書の伝統と文化 (ウ)漢字の書体の変遷、仮名の成立等 (エ)書の伝統的な鑑賞の方法や形態」(書道Ⅱ・書道Ⅲは略)というように示され、生活文化としての書道、文字文化の知識や書道の理論が必要とされているのである。さらに、表現及び鑑賞の〔共通事項〕として、「(1)「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。ア用筆・運筆から生み出される書の表現性とその表現効果との関わりについて理解すること。イ書を構成する要素について、それら相互の関連がもたらす働きと関わらせて理解すること。」が挙げられている。

「書道」における、これらの学習指導の内容は、そのいずれもが日本文学・日本語文化専攻で開設する授業科目と深く関わりを持っている。本専攻のカリキュラムは、日本文学・日本語文化について専門的に扱うものであり、高等学校教諭専修免許状(書道)の養成課程の設置は、人材育成の重要な柱のひとつとなっている。

本専攻で開設する授業として、「書道」「上代文学」「中古文学」「中世文学」「近世文学」「近代文学」「出版論」「著作権論」「漢文学」があり、高等学校書道教育を進めるうえで十分なものとなっている。